第三節　偏在対応常駐従事務所開設支援補助金

（偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付け）

第三十八条　本会は、偏在解消対策地区において期間を限らず継続して業務を行う意思で常駐社員等を置く従たる法律事務所（以下「偏在対応常駐従事務所」という。）を設置（常駐社員等がいない従たる法律事務所に常駐社員等を置くことを含む。以下この節において同じ。）しようとする弁護士法人に対し、その申請により、その設置及び運営を支援するため、従たる法律事務所を設置しようとする地域の弁護士会又はその弁護士会が属する弁護士会連合会の申請により偏在対応常駐従事務所開設支援の対象として指定した上で、偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付けをする。

2　偏在対応常駐従事務所開設支援補助金は、三百五十万円の範囲内で基金から支出する。

3　偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付けは、無利息とする。

（偏在対応常駐従事務所開設支援対象としての指定）

第三十九条　偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付けを受けようとする弁護士法人は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす場合、前条第一項に規定する弁護士会又は弁護士会連合会に対し、本会に偏在対応常駐従事務所開設支援の対象として指定することを求める申請をすることを、申し出ることができる。

一　偏在対応常駐従事務所の設置の計画が具体的なものであること。

二　当該弁護士法人が偏在対応常駐従事務所を設置したときに、自ら又は常駐社員等をして、公益的活動を積極的に受任する旨約していること。

三　その他当該申出の趣旨が偏在対応弁護士等経済的支援事業の目的に適合していること。

2　前項に規定する申出を受けた弁護士会又は弁護士会連合会は、偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付けを受けようとする弁護士法人が前項各号に掲げる要件をいずれも満たすと認めた場合、本会に対し、当該弁護士法人を偏在対応常駐従事務所開設支援の対象として指定するよう求める申請をする。

3　本会は、前項の申請を受けた場合、当該申請に係る弁護士法人を偏在対応常駐従事務所開設支援の対象として指定する。ただし、会長が第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くと認めた場合は、この限りでない。

4　本会は、偏在対応常駐従事務所の常駐社員等となる者が司法修習生等であるときは、次に掲げる条件を付して前項に規定する指定をしなければならない。

一　弁護士登録をすること。

二　指定の申請をした弁護士会又は弁護士会連合会が、当該司法修習生等に対し、弁護士登録後、会長が相当と定める期間、法令及び法律事務に精通するための研鑽、弁護技術の向上、弁護士業務の能率化、法律事務所経営の効率化その他弁護士としての業務基盤確立について直接又は間接に必要な方策等に関する支援をすること。

5　本会は、偏在対応常駐従事務所の常駐社員等となる者が弁護士実務の経験が乏しい者その他弁護士実務について特に支援の必要があると認める者であるときは、前項第二号に掲げる条件を付して第三項に規定する指定をしなければならない。

6　本会は、第三項に規定する指定をするときは、偏在対応常駐従事務所の設置後、常駐社員等の変更により第四項第二号に規定する支援を必要とすべき事情が生じた場合には、新たな常駐社員等に対し、同号に掲げる条件を付して指定をしなければならない。

7　第一項に規定する申出及び第二項の申請は、いずれも書面により行わなければならない。

（貸付けの手続）

第四十条　偏在対応常駐従事務所開設支援の対象として指定された弁護士法人は、指定の日から一年を経過する日までに、指定の申請をした弁護士会又は弁護士会連合会を経て、申請書その他本会が求める書類を本会に提出して、偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付けを申請することができる。

2　本会は、前項に規定する申請があったときは、貸付けの日から六か月を経過する日までに偏在対応常駐従事務所を設置することを条件に、第三十八条第二項に規定する範囲内で相当と認める額の偏在対応常駐従事務所開設支援補助金を貸し付ける。

3　前項に規定する貸付けに当たっては、貸付けの日から七年以内の日を返済期限として定めなければならない。

4　偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付けを受ける弁護士法人は、本会との間で、次に掲げる事項その他必要な事項を約定した契約を締結しなければならない。

一　貸付けの日から六か月を経過する日までに偏在対応常駐従事務所を設置すること。

二　自ら又は常駐社員等をして、公益的活動を積極的に受任すること。

（偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の返済）

第四十一条　偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付けを受けた弁護士法人は、返済計画を立てて、当該貸付金を返済しなければならない。

2　偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付けを受けた弁護士法人は、自己又は常駐社員等が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、本会の請求により期限の利益を失い、偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付金残金を直ちに返済しなければならない。

一　貸付けの日から六か月を経過する日までに偏在対応常駐従事務所を設置しなかったとき。

二　偏在対応弁護士等経済的支援事業の目的に著しく反する活動を行ったとき。

三　懲戒処分（戒告を除く。）を受けたとき。

（偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の返済の免除）

第四十二条　本会は、偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付けを受けた弁護士法人が次の各号に掲げる要件をいずれも満たすときは、当該弁護士法人の申請により、経理委員会の承認を得て、その返済を免除する。ただし、経理委員会が理事会の承認を求めることを相当と認めるときは、理事会の承認を得なければならない。

一　偏在対応常駐従事務所を設置した日から、貸付けの日から五年を経過する日まで、継続して偏在対応常駐従事務所を設置していたこと。

二　前号に規定する期間内における偏在対応常駐従事務所及び常駐社員等の収入が、偏在対応常駐従事務所開設支援補助金を返済するに足りる額に満たなかったと認められること。

三　第一号に規定する期間内において、自ら又は常駐社員等をして、公益的活動を積極的に受任したこと。

四　当該弁護士法人及び常駐社員等に、偏在対応弁護士等経済的支援事業の目的に照らして、偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の返済を免除することが相当でないと認めるべき特段の事情がないこと。

2　本会は、偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付けを受けた弁護士法人が前項の規定による免除を受けられない場合又は前条第二項の規定により返済しなければならない場合であっても、そのことがやむを得ない事情によるものと認められ、かつ、偏在対応常駐従事務所及び常駐社員等の業務及び会計の状況に鑑み、返済を猶予し、又は免除すべき特段の事情があると認めるときは、当該弁護士法人の申請により、理事会の承認を得て、その返済を猶予し、又はその全部若しくは一部の返済を免除することができる。

3　前二項の申請をしようとする弁護士法人は、第一項の申請にあっては同項各号に掲げる要件のいずれにも該当することを、前項の申請にあっては同項のやむを得ない事情及び特段の事情があることを、それぞれ証明する資料を添付して、本会に対し、書面により、猶予又は免除の申請をしなければならない。

（偏在対応常駐従事務所の経理）

第四十三条　偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付けを受けた弁護士法人は、偏在対応常駐従事務所の会計を、当該弁護士法人の他の法律事務所の会計と区分して経理しなければならない。

（偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付けに伴う報告義務）

第四十四条　偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付けを受けた弁護士法人は、その全額について返済し、又は免除を受けるまでの間、毎年一回、偏在対応常駐従事務所の設置及び業務の状況その他本会が求める事項を本会及び貸付けの申請を経た弁護士会又は弁護士会連合会に対し、報告しなければならない。本会が特に報告を求めた場合も、同様とする。